

千葉県入札監視委員会平成16年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成16年7月30日(金) プラザ菜の花	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部助教授) 高橋 彌(千葉工業大学非常勤教授) ○ 服部 岑生(千葉大学大学院教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 丸山 英氣(中央大学法科大学院教授) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 委員長代理	
審議対象期間	平成15年10月1日～平成16年3月31日	
審議案件	5件	(備考) 1 委員の互選により、丸山委員が委員長に選任された。 2 丸山委員長が、服部委員を委員長代理に指名した。 3 次回抽出当番委員に高橋委員が指名された。
一般競争	1件	
公募型指名	1件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産業課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

別 紙

意見・質問	回 答
<p>1 一般競争入札 【(仮称)福祉ふれあいプラザ等建築工事】</p> <p>○ 入札に参加した共同企業体の1社が無効となっている理由は何か。</p> <p>○ 社長名の違いは単なる誤記ではないか。単純な誤記で無効にするのは厳しすぎるのではないか。更正する方法は無いのか。</p> <p>○ 応募業者数が12社になっているが偶然か。12社の応募で11社が入札参加のために準備した書類等が無駄になってしまうが、どう考えているか。</p> <p>○ JVはその都度変わるのか。</p> <p>○ 談合疑惑の通報はないか。</p>	<p>○ 入札時において、代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者名で入札に参加したためです。</p> <p>○ 入札に関する書類の記載は、社長名に限らず他の項目でも誤記は無効として扱っています。よって、代表者名が違えば無効となります。</p> <p>○ 今回の案件は12社が応募しています。応募社数が2社以上であれば競争できるので、入札は成立します。入札結果、落札できない業者は、それまでの準備の手間や購入した図面代が無駄になりますが、必要経費と割り切っています。</p> <p>○ 特定JVは工事ごとに結成するものです。組合せ条件は、千葉県特定建設工事共同企業体取扱要綱で決まっています。</p> <p>○ 今回は談合に関する通報はありません。事前にあればマニュアルに基づいて、調査を行います。</p>

意見・質問	回答
<p>2 公募型指名競争入札</p> <p>【(仮称)福祉ふれあいプラザ等電気設備工事】</p> <p>○ 今回の公募型指名競争入札は、結果として低入札価格調査実施案件となっておりますが、県の積算価格が高いのではないかと。</p> <p>○ また、県はこれを歓迎しているのか。</p>	<p>○ 工事の積算は、千葉県で定めている積算要領や単価に基づいた、適正な積算であると考えています。</p> <p>○ 結果的には、財政上良かったと考えています。</p> <p>○ 現場監理については、技術管理課等の規定に基づき、重点監理を行います。</p> <p>(工事可能とした理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健全経営を行っており、過去にも営業停止等の事故のないこと。</li> <li>2. 県内各所にある電力関係の工事やメンテナンスを請負っており、その余剰人員の活用による労務コストの縮減が大きいこと。</li> <li>3. 常用の資材業者からのコスト削減が可能であること。</li> <li>4. 実績優先の営業戦略のため、経費を圧縮していること。</li> <li>5. 資金的には積立金等の保有が多いことなどから、工事実施が可能と判断した。</li> </ol>

意見・質問	回答
<p>3 指名競争入札 【手賀沼流域下水道管渠築造工事(駒木幹線 301工区)】</p> <p>○ 特になし</p>	

意見・質問	回答
<p>4 指名競争入札</p> <p>【住宅宅地関連公共施設等総合整備工事(舗装工)】</p> <p>○ 指名業者数について、指名業者選定基準では8社以上となっているが、なぜ最低数の8社に絞り込んでいるのか。</p> <p>○ 設備の案件と比較して、土木工事の案件は落札率が高いうえに入札額のばらつきが少ないようであるが、入札業者の見積りはどのようにチェックしているのか。</p> <p>○ 業者ごとに、仕様・工法等の工夫があれば、入札額が違ってくるはずではないのか。</p>	<p>○ 基準では8社以上となっていますが、県では最低数の業者数の指名で統一しています。</p> <p>○ 予定価格5,000万円以上の工事においては、入札時に工事費積算内訳書の提示を求め、見積り内容のチェックを行います。</p> <p>○ 一般的な舗装工事であり、仕様・工法・数量等は設計で指定しているため、見積り額にばらつきがないようです。</p>

意見・質問	回答
<p>5 随意契約</p> <p>【県単河川維持（烏田水門補修）及び県単海岸整備（江川水門補修）合冊工事】</p> <p>○ 施設が老朽化する前に定期的なメンテナンスをするべきものではないのか。</p> <p>○ 相見積もり（他社の見積もり）は取っているのか。</p> <p>○ 合冊とは何か。</p>	<p>○ 定期的なメンテナンスが必要と考えていますが、当該案件については、管理面の予算確保が難しかったことから、不具合が生じてからの対応となったものです。</p> <p>○ 県の基準や物価資料等に記載していないもの（部材単価及び労務費）については、積算の参考とするため、複数の業者より事前に見積もりを取っていますが、契約時は1社のみ見積もりです。</p> <p>○ 「合冊」とは、この工事が2つの事業予算を組合せて成り立っている事業であり、それぞれの事業ごとに設計書を作成し、併せて一つの設計書としたものです。</p>